

桑名市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、桑名市会計規則（平成16年桑名市規則第53号）第71条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
三重県桑名市吉之丸11番地  
公益社団法人 桑名市シルバー人材センター  
理事長 辻内 倫夫
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
放置自動車等撤去保管費用
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日及びその期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に指定をした日  
令和8年4月1日